

福岡市産後ケア事業委託事業者募集要項

令和3年6月

福岡市子ども未来局子ども部子ども発達支援課

1 趣旨

福岡市では、産後早期に家族等から家事・育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母子を対象として、心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保することを目的として産後ケア事業を実施します。

本事業の実施にあたり、受託事業者を広く募集します。

2 募集の概要

(1) 事業の名称

福岡市産後ケア事業（ショートステイ・デイケア）

(2) 実施区域

福岡市全域

(3) 募集スケジュール

①令和3年9月1日より事業開始の場合、

- ・募集期間 令和3年6月10日（木）～令和3年7月16日（金）必着
- ・事業者決定通知 令和3年8月下旬頃

②①のスケジュールによらず、随時募集を受け付け、審査・決定する場合がありますので、ご相談ください。

(4) 事業の実施方法

福岡市と実施事業者で委託契約を締結して実施します。

(5) 事業の実施期間（契約期間）

- (3) ①の場合、令和3年9月1日～令和4年3月31日
- (3) ②の場合、契約締結日～令和4年3月31日

3 事業の内容

産後ケア事業は、母子を宿泊させ（ショートステイ）又は日帰りで利用させ（デイケア）、次に掲げる母体の心身の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施するものです。

- (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導
- (2) 乳房手当、乳房トラブルに関する相談
- (3) 授乳方法
- (4) 沐浴方法
- (5) 発育・発達に関すること
- (6) 体重・排泄の観察
- (7) スキンケアに関する相談
- (8) 母の不安等に関する相談
- (9) 在宅での子育てに関する相談及び指導
- (10) その他必要とする保健指導

※事業の詳細は、別紙「福岡市産後ケア事業委託仕様書」をご参照ください。

4 事業の対象者

福岡市内に住民登録を有する生後1年未満（生後1年になる日の前日まで）の乳児及びその母親で、次のすべてに該当する方。また母子ともに医療行為が必要でない方に限ります。

- (1) 家族等から家事・育児等の援助が受けられない方
- (2) 産後の体調又は育児に不安がある方

上記(1)(2)にかかわらず、安定的な養育が困難な母子など、保健福祉センター所長が必要と認める場合については利用対象者とします。

5 費用について

(1) 委託料

福岡市は、表1の利用料から表2の利用者負担額を控除した額を委託事業者に支払います。

(表1) 利用料

種別	料金
ショートステイ	1日につき 30,000円
デイケア	1日につき 20,000円

※多胎児（2人目以降）は、1人につき上記の半額を加算

(表2) 利用者負担額

種別	世帯区分	料金
ショートステイ	市町村民税課税世帯	1日につき 6,000円
	生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯	1日につき 0円
	保健福祉センター所長が認めたもの	1日につき 0円
デイケア	市町村民税課税世帯	1日につき 4,000円
	生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯	1日につき 0円
	保健福祉センター所長が認めたもの	1日につき 0円

※多胎児（2人目以降）は、1人につき上記の半額を加算

(2) キャンセル料

利用希望者の都合によりサービスの提供ができなかった場合のキャンセル料については、表2に定める1日分の額を上限として委託事業者が定め、徴収することができます。ただし、利用開始日の前々日の17時までに連絡があった場合は徴収できません。

6 事業者の要件

福岡市内に設置された医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所及び助産所であり、次に掲げる要件を満たすものとします。

- (1) ショートステイを提供する場合は、入所室（病室又は妊婦、産婦若しくは褥婦を入所させる室）を有すること。また、デイケアを提供する場合は、居室が確保されていること。

- (2) 入所室、居室の床面積は母子1組当たり6.3㎡以上であること。ただし、1室に母子2組以上を入所させる場合は、1組につき4.3㎡以上であること。
- (3) 産後ケア事業の実施にあたっては、助産師、保健師又は看護師（以下、「助産師等」という）を母子3組につき1名以上配置することとし、日中は助産師を1名以上配置すること。また、ショートステイを実施する場合は助産師等を24時間常駐とすること。
- (4) 入浴施設及び沐浴ができる設備を有すること。
- (5) 産後ケア事業を安全・快適に提供できる施設・設備を備えていること。
- (6) 利用者に対する食事の提供ができること。
- (7) 産後ケア事業実施要綱第4条に規定した事業内容を提供できること。
- (8) 福岡市と適切な連携・調整を行うことができること。

7 応募方法

(1) 応募書類の配付

- ア 配付場所 「9 問合せ先」に同じ。
- イ 配付時間 市役所開庁日の午前9時～午後5時まで

※応募書類は福岡市ホームページ（URL：<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>）からもダウンロード可能です。

(2) 応募書類の提出

- ア 提出方法 令和3年6月10日（木）～令和3年7月16日（金）午後5時（必着）までに郵送又は持参してください。
※持参する場合は、市役所開庁日の午前9時から午後5時までに持参してください。
- イ 提出先 「9 問合せ先」に同じ。

(3) 応募書類

- ①福岡市産後ケア事業者登録申込書（様式1）
- ②福岡市産後ケア事業実施計画書（様式2）
- ③事業者の概要（様式3）※所定の役員名簿を添付してください。
- ④実施施設の図面（個室の面積を記載）
- ⑤事業者の事業内容がわかるパンフレット等
- ⑥定款等（法人の場合）
- ⑦登記事項証明書（法人の場合）
※法務局発行の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出してください。
- ⑧市町村税の滞納がないことの証明書
※福岡市発行の納税証明書のうち「市税に係る徴収金（本税および延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。
- ⑨消費税及び地方消費税納税証明書
※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

※証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）

(4) 応募上の注意事項

- ア 応募書類は2部（原本1部、写し1部）提出してください。ただし、応募書類の⑦～⑨については、提出日前3か月以内に発行された原本を1部提出してください。
- イ 役員名簿については、福岡市暴力団排除条例に基づき、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、警察への照会、確認を行うことに使用します。
- ウ 応募に要する経費は、すべて応募者の負担となります。
- エ 提出された書類については、返却しません。
- オ 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出してください。

(5) 応募資格

次の項目に掲げる資格を有する者とします。

- ア 地方自治法施行令167条の4に該当する者ではないこと。
- イ この募集要項の応募期間において、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- ウ この募集要項の応募期間において、措置要領別表1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- エ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続きの申立てがなされている者（再生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- オ 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

8 審査及び結果の通知

応募書類及びヒアリング等により審査を行い、委託事業者を決定します。なお、審査の結果は応募者に通知します。

9 問合せ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1（福岡市役所13階）

福岡市子ども未来局子ども部子ども発達支援課 担当：持田、山下

電話 092（711）4178 FAX 092（733）5534

E-mail hattatsushien.CB@city.fukuoka.lg.jp